十一　四十五年間人口減少率が〇・二二以上であつて、若年者比率が〇・一三以下であること。

十二　離島の昭和五十五年の国勢調査の結果による総人口から当該離島の平成十七年の国勢調査の結果による総人口を控除して得た人口を当該離島の昭和五十五年の当該総人口で除して得た数値が〇・一七以上であること。

第二十八条の九第七項第一号中「から第六号まで」を「及び第五号」に改め、同項第二号中「第五項第三号ロ」を「第五項第一号ロ及び第三号ロ」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とする。

第二十八条の十の見出しを「（医療用機器等の特別償却）」に改め、同条第四項から第九項までを削り、同条第十項中「、第三項若しくは第四項」を「又は前項」に改め、「、又は第八項の規定により基準を定め」を削り、同項を同条第四項とする。

第二十九条の二の見出しを「（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却）」に改め、同条第二項中「同条第三項第一号」を「同条第二項第一号」に改め、同条第三項から第七項までを削り、同条第八項中「第四十六条の二第三項第一号」を「第四十六条の二第二項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第九項中「第四十六条の二第三項第二号」を「第四十六条の二第二項第二号」に改め、「公共職業安定所の長」の下に「（次項から第七項までにおいて「公共職業安定所長」という。）」を、「受けた」の下に「当該法人の」を加え、「及び次項第一号」を「、次項第一号及び第七項」に、「第四十六条の二第三項第三号」を「第四十六条の二第二項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第十項中「第四十六条の二第三項第三号に規定する政令」を「第四十六条の二第二項第三号に規定する政令」に、「前項の公共職業安定所の長」を「公共職業安定所長」に改め、同項第一号中「第四十六条の二第三項第一号」を「第四十六条の二第二項第一号」に改め、同項第二号から第五号までの規定中「第四十六条の二第三項第三号」を「第四十六条の二第二項第三号」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6　法第四十六条の二第二項第四号に規定する政令で定めるところにより計算した数は、当該事業年度終了の日における公共職業安定所長の証明を受けた当該法人の常時雇用する前項第一号及び第三号から第五号までに掲げる障害者の数（同項第三号から第五号までに掲げる障害者にあつては、当該障害者の数に財務省令で定める割合を乗じて得た数）を合計した数とする。

7　法第四十六条の二第二項第五号に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、同項第四号に規定する基準雇用障害者数に対する当該事業年度終了の日における公共職業安定所長の証明を受けた当該法人の常時雇用する同項第三号に規定する重度身体障害者及び重度知的障害者並びに第三項第二号に掲げる精神障害者の数（短時間労働者にあつては、当該短時間労働者の数に財務省令で定める割合を乗じて得た数）を合計した数の割合とする。

第二十九条の二第十一項を同条第八項とする。

第二十九条の二の二第一項第一号中「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に改め、同項第二号中「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め、同項第三号中「第五条第二十一項」を「第五条第二十二項」に改め、同項第五号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「同条第十四項」を「同条第十五項」に改め、同条第四項第一号中「現物分配（」の下に「以下この号、」を加え、同条第六項中「すべて」を「全て」に改める。

第二十九条の三を次のように改める。

（次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却）

第二十九条の三　法人が、法第四十六条の四第一項に規定する適用事業年度（以下この条において「適用事業年度」という。）終了の日において当該法人の有する建物及びその附属設備で事業の用に供されているものにつき同項の規定の適用を受ける場合には、適用事業年度の確定申告書等に当該法人が同項に規定する基準適合認定を受けたものであることを証する財務省令で定める書類を添付しなければならない。

第二十九条の四の見出しを「（サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却）」に改め、同条第一項中「第三十四条に規定する認定計画に基づく建築に係る」を「第六条第一項に規定する登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅又は有料老人ホームとして同法第七条第二項に規定する登録簿（同法第九条第一項に規定する登録事項につき同項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）に記載されている」に、「すべて」を「全て」に、「五以上」を「十以上」に改め、「（共同住宅にあつては、当該各独立部分に係る廊下、階段その他その共用に供されるべき部分を含む。）」を削り、同項第一号中「整備に要する費用について、当該法人が」を削り、「第四十一条第一項の規定による地方公共団体の補助を受けている」を「第六条第一項第十二号に規定する入居契約が賃貸借契約である」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　その床面積が二十五平方メートル以上のものであること。

第二十九条の四第二項中「各事業年度」を「最初の事業年度」に改め、「確定申告書」の下に「（次項において「確定申告書」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　前項の法人が、その取得し、又は新築した賃貸住宅に係る法第四十七条第一項に規定する供用日から同項の規定の適用を受けようとする事業年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各連結事業年度において当該賃貸住宅につき法第六十八条の三十四第一項の規定の適用を受けている場合において、当該適用を受けた最初の連結事業年度の法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書に第三十九条の六十三第二項に規定する財務省令で定める書類の添付があるときは、前項に規定する最初の事業年度の確定申告書に同項に規定する財務省令で定める書類の添付があつたものとみなす。

第二十九条の五第一項中「及び第五項」を削り、「が建築される施行地区（都市再開発法第二条第三号に規定する施行地区をいう。）において建築される施設建築物」を「に該当するもの」に改め、同条第二項中「次に」を「第一号及び第二号又は第一号及び第三号に」に改め、「のいずれか」を削り、同項第二号中「。第四項第二号ロにおいて同じ」を削り、同項第三号中「。第四項第二号ハにおいて「居住者等利便増進施設整備費の額」という」を削り、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「第四十七条の二第三項第四号に規定する政令」を「第四十七条の二第三項第四号に規定する政令」に改め、同項第一号中「第四十七条の二第三項第四号」を「第四十七条の二第三項第三号」に改め、「以上」の下に「五万平方メートル未満」を加え、同項第二号中「第四十七条の二第三項第四号」を「第四十七条の二第三項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第四十七条の二第三項第四号」を「第四十七条の二第三項第五号」を「第四十七条の二第三項第四号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第四十七条の二第三項第五号」を「第四十七条の二第三項第四号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第四十七条の二第三項第五号」を「第四十七条の二第三項第四号」に改め、同項第二号中「三千平方メートル」を「五千平方メートル」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「いずれか一の」を「いずれかの」に改め、「ものとする」を削り、同項を同条第八項とし、同条第十一項を同条第九項とし、同条第十二項中「第三十九条の六十四第七項」を「第三十九条の六十四第五項」に改め、同項を同条第十項とする。

第二十九条の六第一項第一号中「（次号において「高速自動車国道等」という。）」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「規定する臨港地区」の下に「のうち輸出入に係る貨物の流通の拠点となる地区として国土交通大臣が財務大臣と協議して指定する地区」を加え、同号を同項第二号とし、同条第五項中「第一項第一号若しくは第二号」を「第一項各号」に改め、「区域」の下に「若しくは地区」を加える。

第二十九条の七を削る。

第三十条第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

六　現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）附則第五十三条第十一項、第十三項又は第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十六条の四、第四十七条又は第四十七条の二の規定